

令和3年度 南部町福祉タクシー券 の交付について

～高齢者や障がいのある方の
外出を支援します～

★タクシー券とは？

- * タクシーに乗る際に利用できるチケットです。
- * 利用できるのは、山梨県タクシー協会に加盟しているタクシー会社です。（注意！県外では使えません）
- * 1名につき500円券をひと月当たり4枚交付します。（4枚×12か月で、年間最大48枚）



★対象者は？

南部町に住民登録をしている方で、次のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の方
- ・70歳以上のみの世帯の方
- ・身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

※自動車税の減免や燃料費の助成を受けている方は対象外です。
※施設入所中の方には交付できません。

* 1回の乗車につき**一人2枚まで**使用
できるようになりました。

* **複数人で乗車の場合、乗車人数×2枚まで**
使用できるようになりました。

使用例：二人で乗車して、運賃2,500円かった場合
⇒一人2枚ずつタクシー券を使い、500円は自己負担。

  +   + 500円 = 2,500円

注意！お釣りは出ません。運賃を超えるタクシー券を使うことはできません。

令和3年度
から!!

★申請窓口は？

- ・南部町役場分庁舎 福祉保健課
- ・南部町役場本庁舎 住民課窓口
- ・万沢支所

★申請に必要なものは？

- ・本人確認ができる書類
（運転免許証・保険証・マイナンバーカード等）
- ・申請書
（左記窓口申請書の用意があります。）

R3. 3/30～
申請受付開始

お問合せ
南部町役場福祉保健課
☎64-4836